

第 66 回京都大学 11 月祭第 3 回全学実行委員会

2024 年 6 月 15 日（土）

【注意事項】

- 注意 1 本会議のレジュメは、参加者に配布しております。
- 注意 2 本会議のミーティングの URL やパスワード、レジュメや議事録のパスワード(ある場合)を他者に共有する行為は行わないでください。
- 注意 3 発言を希望する際には挙手をしてください。議長が発言者を指名するので、指名されてから発言してください。
- 注意 4 発言時には、団体名あるいは団体名と、氏名を述べるようにしてください。議事録作成中は、発言者を団体名あるいは企画名、氏名で記録しますが、閉会後に議事録が共有される際には、委員長および全学実行委員会内の組織、全学学生自治会同学会内の組織等を除いては、アルファベットなどで置換します。
- 注意 5 本会議の円滑な進行を妨害する行為が確認された場合、当該行為を行った者に対して、委員長が退場を命じることがあります。
- 注意 6 本会議において、会議参加者に無断で録画・録音する行為は禁止されています。
- 注意 7 議決・承認は、対面参加者は拍手で行います。
- 注意 8 議決・承認後に離席者からの意見があれば、受け付けるものとしますが、その扱いについては個別に判断します。

(Zoom 参加者)

- 注意 9 表示名は、「団体名_氏名」あるいは「企画名_氏名」としてください。個人の場合は氏名のみで構いません。
- 注意 10 発言時以外は、マイクをミュートに設定してください。
- 注意 11 議決・承認は、Zoom の「手を挙げる」機能を使用して行います。
- 注意 12 議決・承認において、離席者が存在するために会議参加者の一部または全部からの応答が得られない場合には、応答がない者を除いて議決・承認を行います。ただし、議決・承認後に当該離席者からの意見があれば、受け付けるものとしますが、その扱いについては個別に判断します。
- 注意 13 本会議は、本日 21:00 には閉会します。

【議事録】

開会時刻 10:00

閉会時刻 11:14

委員長：開会する。議長の芳賀である。(注意事項読み上げ)。議事 1 でなにかあるか。

A： 事前に提出したレジュメ「学外者の介入防止について」を同じく扱って欲しい。

委員長：意見はあるか。ないようなのでそうする。ほかになにかあるか。議事 2 に移る。

事務局：(レジュメの議事 2. 読み上げ)。本資料は、第 2 回の全学実行委員会終了後に参加者から議論を円滑に進めるために事前に意見を共有したい旨があり、事務局の見解を伝え、参加者の意見を勘案して作成してレジュメである。

A： 事前に相談していただき感謝している。(提出したレジュメの読み上げ) 質問に移りたい。学外者の定義のところ、京大生が構成員であり、他大生を受け入れているようなインカレなどは含まれないことか？

事務局：その通りである。

A： 私のレジュメ 2 番記載の意義を付け加えることを提案する。

事務局：そのようでよい。

A： 事務局案の規制案のところには個人および団体ではなく「企画または団体」という言葉が入っているが、どのような意図か？

事務局：企画ベースで分けているが、追放決議などを考慮した際に、団体という言葉がある方がよいとなったため、変更した。

A： 団体が複数の企画を行うことを考慮しているのか？

事務局：そのつもりだ。

A： 規制案について、私のレジュメの⑦を追記したい。

事務局：その旨は了解した。

A： 私のレジュメ 3-2 記載の趣旨説明を本規制を分かりやすくするため注釈的に追加したい。

事務局：異論はない。

A： 事務局のガイドライン案に学外者の「不当介入」とあるが、「介入」でよいのか。また、企画出展そのものをやめさせるのではなく、企画内容を部分的に認めないことも考えられるが、そこについてはどう思うか？販促活動の部分だけを差し止

めればよい場合や学外者の広告だけを差し止めればよい場合があるが、そこについて意見はあるか？

事務局：1 点目、介入とすることで問題ない。全体としての話になるが「不当介入」→「介入」とする。2 点目、販促活動や企業の広告が過度に露出する場合両方について、認めないとする対象は販促活動や企業の広告のみであるという認識で問題ない。

A： 考慮要素について、今まで行っていた企業協賛の規制であれば、企業協賛に外形的に当たる場合についても規制していた。今回は学外者の援助に外形的に当たる場合については、事前申し出制を行っているので、特段規制するものではない。他方で学外者の介入については、実際に介入を受けている場合だけでなく、外形的に介入に見える場合も規制するということによいか。

事務局：外形的なものも判断要素としては含んでいる。しかしそのみで判断することはない。

A： 次に、介入があってはならないのは、他企画に影響があるからこそという認識で良いか。

事務局：他企画にとどまらず、自企画に対しても主体性が損なわれていることを介入とする。

A： 学外者の介入の考慮要素について「協賛行為」と書かれているが、1、2は「企画」と書かれるべき。3 個目は「協賛行為の目的が」ではなく「学外者の援助の目的が」という記載になると思うが、その認識で良いか。

事務局：1 点目、「企画の主体が」という形で書かれるべきと思っている。2 点目、企画の自主的主体的など書かれているので変更の必要はない。3 点目は「学外者の援助の目的が」の記載で問題ない。

A： 二点目については、「協賛」という言葉をなくしたほうがよいのでは？

事務局：「協賛行為」ではなく「学外者の援助」というように修正する。

A： 次に、「企画出展者ではなく学外者によって～」とあるが、当日の個別具体的な行為を指すのであれば「実施」であると思うが、どうか。

事務局：出展行為についても企画の主体的行為にかかわるので、ここは「出展」で問題ないと思う。

A： 出来れば「出展・実施」くらいで書いてもらったほうが、全体の趣旨としては明確になると思う。

事務局：そのような修正で問題ない。

A： 考慮要素の 1 つ目の 3 つ目に、「京大生の以外の数の割合」とあるがインカレの場合にこのような記載だと少し不利に判断されかねないのではないか。この場合、自身のレジュメのように「平常の課外活動への関わりを斟酌する」などの文言を加えてほしい。

事務局：企画の主体が京大生である必要があるという認識。企画への参加自体は学外者で

あっても制限するつもりはない。

A： 次に、私のレジュメの 4-2「学外者の介入にあたらぬ典型例」についてはどのように考えるか。

事務局： 同じ援助内容であっても程度によってあたるものもあるし、典型例以外は当たってしまうと判断されかねない。それによって、明文化すべきではないと考えている。

A： 最後に、5 についてはどのように考えるか。

事務局： 内容については異論はない。

A： 事務局が修正するといったところ、規制案⑦の追加、付帯決議の追加について、そのような形でお願いしたい。

事務局： 異論ない。

委員長： ほかに何かあるか

B： 事務局案の 2-2 について、個人は入れないのかという指摘があったが、個人でも追放はあり得るので入れておいた方がよい。外形的なことを介入の考慮要素に加えざるを得ないことは分かるが、どこまで企画が京大生の主体的なものなのか、など、外側に表れてこないところがある。そのようなものを企画登録会でも説明をすると思う。その中で例えば、企業協賛を行うにあたって、企業との契約をすることがあると思うが、それを事務局で確認して、考慮要素に即しているか判断するということはあるか。もう 1 つ。協賛で資金などの援助が行われる場合、現金援助との兼ね合いはどうなるか。協賛がいかなる形であっても現金援助は選択できないことになるのか、について伺いたい。

事務局： 1 点目、個人という記載を入れることについて異論はない。2 点目、企業との契約内容を確認することも検討。3 点目、援助を受けた時点で現金援助を選択できないという方針を検討している。

A： 1 点目について、④と⑥に個人が入らないといけない。2 点目。外形的なものは確かに考慮要素には記載がないが、ガイドラインの 2 点目 3 点目が当たると思う。

事務局： 1 点目についてはそのような修正でよい。2 点目はその認識でよい。

B： 実運用面については事務局で詳細が詰められていくと思う。私が懸念しているのは、企業からの協賛で契約が発生する場合、当日それが履行されなかったらどんな社会的な影響があるかということが懸念事項だと思う。例えば、当該企画が酒類規制にひっかかった場合、企画が出来なくなり、契約が履行されない。しかしこのような状況に追い込んでいるのは事務局ともいえる。その場合、契約の際に事前説明をしてそのようなリスクを回避する必要があるので、事務局の管理度合いが強くなる。初年度の実施形態として、資金援助などきっちりとした契約を結ぶ場合、事務局がしっかりと確認する必要はある。協賛自体の規制やルール以外にも、11 月祭に関わるような企画を順守することを説明することを徹底してほしい。

事務局：事務局としてもそのような姿勢で対応していきたい。契約未履行の場合について、当団体は一切の責任を負わないということを説明したうえで援助に対する対応を行うことになるとおもう。契約不履行の状態は好ましくないので、出展権停止などの判断は慎重に行いたい。

B： だからといって、契約がある企画だから他企画と基準が違うということは避けてほしいとあらかじめ申し上げておく。

委員長：ほかに何かあるか。この提案について修正案を事務局から挙げてほしい。

事務局：修正案を作成するのでしばらく時間が欲しい。修正案が出来たので前に表示してほしい。（修正案説明）

A： ④の「個人、企画または団体」に修正してほしい。1 の意義のところについて、「本規制の目的である」と修正してほしい。（→この 2 つはその場で修正）⑦の「学外者の介入」の鉤括弧を外すべきだと思う。

事務局：⑦の修正について異論はない。（→その場で修正）

A： ガイドラインの 2,3 点目、「出展は認められない」はどう修正するか。認めないのではなくその部分だけ変えてもらおうというニュアンスにしたい。修文されることを望むが、事務局から案はあるか。

事務局：当該部分の企画内容を認めないということとしたい。

A： その場合、2 点目の「のみである」は「販促活動で大半を占める場合」にして、事務局の言っていた修正をするとよい。

事務局：異論はない。

A： 1 点目については修正の必要はないと考えている。

事務局：申し訳ない。そのような認識で良い。

A： 2,3 点目「学外者の援助」よりは「当該行為」にした方が良い。援助かどうかをここで判断しているわけなので、「援助」と先に決めつけているような書き方については再度検討してもらいたい。

事務局：「当該行為」とすることで異論ない。

委員長：ほかに何かあるか。

A： 議決された場合は速やかに web サイトに掲載されるのか。

事務局：web サイトの整備が整い次第すぐに掲載する。

B： 運営上の質問。模擬店は協賛は可能なのか？考慮要素の例でいくと、模擬店は利益を確実に出している。そのことを考えると、ほぼできないという考えで良いか。出来たとしても、模擬店の奥の方にポスターを貼るなどその程度か。

A： 模擬店については特に主眼をおいていなかった。今までの企業協賛に当たるとされ差し止めた例で行くと、模擬店の宣伝の SNS で企業の宣伝が入っていた例があった。そういったものが変化するかと思う。また、考慮要素と言っているが、これは企画の性質によって斟酌されることが変わる。このあたりは事務局の柔軟な判断に依る。

事務局：確実に利益を出しているという件については、学外者の援助を受けたうえでの利益は不当な利益に当たらない。学外者の介入の場合は不当な利益にあたる。

委員長：ほかに何かあるか。

A： 掲載される場合、「第 66 回京都大学 11 月祭全学実行委員会」名義にしてほしい
がいかがか。

事務局：そのような認識で良い。

A： 「別紙 1」も削ってほしい。（→2 点、その場で修正）

委員長：賛成の方は挙手/拍手願いたい。全員の賛成が得られたので承認とする。以上以外
に何か質問や提案はあるか。

A： 第 2 回全学実で承認された、酒類の部分規制案について、大学当局との交渉の進
捗はあったか。

事務局：現在開催指針を大学に提出している段階。

A： 細則についても 8 月ごろにできるように準備中ということで良いか？

事務局：そのような認識で良い。

委員長：ほかに何かあるか。今回の資料や議事録にパスワードを付けることを希望する者
はいるか。ないようなので、議事録の承認に移る。（全員で議事録確認）

委員長：議事録について異議や質問はあるか。賛成の方は挙手/拍手願いたい。全員の賛成
が得られたので、議事録の承認とする。ほかになにかあるか。ないようであれば、
本日の全学実を閉会する。